

東京大学大学院新領域創成科学研究科附属フュージョンエネルギー学際研究センター規則

令和 7年 3月 5日 学術経営委員会 制定

(設置)

第1条 東京大学大学院新領域創成科学研究科（以下「研究科」という。）組織運営規則第2条第2項に基づき、研究科にフュージョンエネルギー学際研究センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、国内外・産学にわたる組織連携の下で、フュージョンエネルギーの実用化に必要な要素技術研究とそれらを統合したシステム開発研究を推進し、フュージョンエネルギーの早期社会実装・産業化と成長ある脱炭素社会の創造に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) フュージョンエネルギーに関わる要素技術の研究開発
- (2) フュージョンエネルギーの社会実装分野の拡充に関わる研究
- (3) フュージョンエネルギー分野での国際連携・産学連携の推進
- (4) フュージョンエネルギーならびに関連分野の人材育成
- (5) その他研究科長が必要と認める業務

(センター長)

第4条 センターにセンター長を置く。

- 2 研究科長は研究科専任の教授の中からセンター長を指名する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長が任期途中で交替した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 センター長はセンターを代表し、その管理運営を総括する。

(運営委員会)

第5条 センターに運営委員会を置く。ただし、組織及び運営については別に定める。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。